

安全管理者能力向上講習

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会
王子労働基準協会・向島労働基準協会

労働安全衛生法第19条の2第1項では、事業者「事業場における安全衛生水準の向上を図るため、安全管理者等労働災害防止の業務に従事する者」に対し、これら業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならないと努力義務を課しています。また、第2項の規定に基づく教育・講習等の適切かつ有効な実施を図るための指針が平成18年3月31日公示第5号で示されています。

記

1. 日 時 平成29年3月17日(金)9時～17時30分 (開場・受付開始 8時45分より)
2. 場 所 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)
3. 講 師 労働安全コンサルタント
4. 内 容 指針に定められた
1. 最近における安全管理上の問題とその対策
2. 最近における安全管理手法の知識
3. 災害事例及び関係法令
5. 定 員 30名 (先着順)
6. 受講料 会員 7,000円 会員以外の方 9,000円
(テキスト代・消費税含む)

7. 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から3月10日まで2週間ない場合は3月10日(金)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 0317 OOカイヤ等)			

- ③受講の取消：3月10日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。
- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8. 問合せ先 (一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋、王子、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。